

特別記事

サンドラ光江小野里君 学位請求論文審査報告

1 サンドラ光江小野里君の提出した博士学位請求論文「国際法における『人道上の考慮』の意義―人道的干渉と内政不干渉の視点から―」は、「内政不干渉の原則」と「人道的干渉」の検討を中心に、「人道上の考慮」(considerations of humanity)を国際法に潜在する一つの価値として、また、国際法の個別分野における発展の推進力として考察しようとするものである。「内政不干渉の原則」とは、国家が自由裁量を有する事項(内政事項)に対して、国家が相互に介入することを禁じる原則であり、「人道的干渉」とは、基本的人権の著しい抑圧が行われている国に対して、他国が強制的に、時には武力を用いて干渉を実行することである。内政不干渉原則や人道的干渉などの個別の課題に関する内外の研究は決して少なくはないものの、それを国際法に潜在する「人道上の考慮」という視点から

総括しようとする試みは画期的であるといえる。

〔本論文の概要〕

本論文の構成は次の通りである。

序論 問題提起

第一部 国際法における「人道上の考慮」の影響

第一章 国際法思想史

第二章 「人道上の考慮」と国際人権法

第三章 国際人道法

第四章 国際法上の犯罪

第五章 国際司法裁判所における「人道上の考慮」

第二部 国際法における内政不干渉の原則の発展

第一章 内政不干渉の原則の沿革

第二章 国連における内政不干渉の原則

第三章 内政不干渉の原則と民主主義の確立

第四章 国連憲章第二条七項の適用除外の事例

第三部 国際法における人道的干渉と「人道上の考慮」

第一章 国際法における「人道的干渉」の歴史的発展

第二章 国際法における「人道的干渉」

第三章 「人道的干渉」の事例

第四章 「人道的救援権」

結論と今後の展望

2 第一部は、「人道上の考慮」(considerations of humanity)がどのように国際法発展の原動力として機能してきたかについて検討している。そのために、国際人権法の歴史的発展と人権法についての幾つかの理論的枠組、国際人道法、国際刑事法、国際司法裁判所の判例・勧告的意見(具体的には、コルフ海峡事件(一九四九年)、ブルガリア・ハンガリー及びルーマニアと締結された平和諸条約の解釈(一九五〇年)、南西アフリカ事件(一九六六年)、ニカラガ事件(一九八四年)、核兵器の違法性に関する勧告的意見(一九九七年))について、それぞれ考察している。国際法の各時代の論者は、人道の配慮や人間に対する尊厳の必要性を感じつつ、その時代に適した理論を展開していった。初期の国際法における「人道上の考慮」は主に戦争法規との関連で論じられたが、国際社会・国際法自体の変遷に伴って、「人道上の考慮」は更に戦争の違法化、やがては武力行使を制限する重要な要因として働いた。

現在においては、それは国際人権法、国際人道法といった分野の発展の原動力、そして国際司法裁判所の一準則又は裁判準則としての役割を果たしつつあることが指摘されている。

3 「国際法における内政不干渉の原則の発展」と題する第二部では、一般国際法における内政不干渉の原則、国連枠内における「不干渉」の原則に関わる諸問題、特に人権と内政事項の範囲や最近クローズアップされてきた「民主主義確立のための介入」、またどの程度の「人権抑圧」が国連憲章第七章が定める「平和の破壊又は脅威」を構成しているかという観点に着目して、国連憲章第二条七項の適用除外例を検討している。

このうち、国際法における「民主主義への権利」又は「民主的政府への権利」と内政事項との関係については、同君によれば、従来は一国内の政治形態は内政事項として扱われてきたが、国連や地域機構が幾つかの国における選挙監視活動を実施していく中で、国際社会は民主主義の促進・擁護・確立という課題に直面するようになった。しかし、安保理決議に基づいたハイチの事例と米国が単独に実施したパナマとキューバの事例を検討した結果、民主主義

が理想的な政治形態であるとしても、国際法における権利としての地位を議論するには未だ時期尚早であると結論づけている。また、国連が憲章第二条七項の不干渉原則の適用を排除して一国の内政に介入できるのは、憲章第七章が規定する「国際の平和と安全に対する脅威」に関わる状況が存在する場合に限られるが、同君は、国連安保理が極度な人権侵害を「国際の平和と安全に対する脅威」と判断した点に着目して、南ローデシア、南アフリカ、クルド人難民、ソマリア、旧ユーゴスラビア、ルワンダ、ハイチの各事例を取り上げ、各決議に対する評価を加えている。そして、これまで安保理は人権侵害に関わる問題の場合に常に慎重な立場を採ってきたが、冷戦の崩壊がもたらした新しい国際環境の中で、一九八九年以降、主に人道法に対する違反に対して、国連憲章第二条七項の適用を除外する事態を認めるという新たな動向を示し出した、という。しかし、同時に、さまざまな緊急事態に対する安保理決議において、人権と「国際の平和と安全への脅威」の関係は必ずしも明確ではなく、多くの場合は、当該地域における人道上の必要性を認めつつ、そこから他国に発生する影響が、幾つかの決議の決定的要因として作用してきた点を指摘している。

4 第三部は、最近注目されている「人道的干渉」を内政不干渉の観点を中心に検討している。「人道的干渉」、「人道的救援権」及び「人道的介入」はほぼ同義の概念として使用される場合もあるが、同君はそれぞれ異なる概念として取扱っている。即ち、「人道的干渉」は人権の著しい抑圧が行われている国に対する軍事的干渉を意味し、「人道的救援権」は、自然又は人為的災害において生命の危険に晒されている犠牲者に対して、他国の政府機関、国際組織、非政府団体が公平かつ中立に食糧や医療を提供する権利を指し、また「人道的介入」は、国連安保理が容認した武力を用いて行われる人道的救援活動であるとしている。

第一次世界大戦まで、人道的干渉は国家の権利として考えられ、国際法上合法なものとして一般的に理解されていたが、人道的干渉の法的基礎及び慣習法としての地位はかなり曖昧であった。人道的干渉の国家慣行を裏付けるために、第一次大戦前の「人道上的目的」で実施された干渉の例として、英仏露のトルコに対する干渉、ギリシャ独立戦争に対する英仏露の干渉、シリアに対するフランスの干渉、バルカン諸国解放のための干渉、米国によるキューバ干渉等が挙げられるが、それらの干渉の「人道的」な目的は薄く、政治的な配慮のほうが強かったことが指摘される。同

君は、多くの学者が最も代表的なかつ「人道的」目的で行われたと解している事例として、伝統的国際法の下での事例としてシリア干涉（一八六〇年）を、また国連枠外のものとして集団的干涉のコンゴ・スタンレービル作戦（一九六四年）と国家（インド）が単独で行った東パキスタン（一九七一年）を特に取り上げ、それぞれの歴史的背景及び事実経緯とともに、人道的干涉としての評価を試みている。

その結果、国際法において「人道的干涉」の正当性が確立されるための一条件である国家慣行の存在という条件は一般的には満たされていないと結論づけている。今日では、国連憲章が人道的干涉について明確な規定を設けていないため、多くの場合、それは憲章第二条四項（武力不行使）または第二条七項（内政不干渉、しかし、自衛権の行使と憲章第七章に基づく強制措置を除く）と対立関係にあると見做されているが、国際人権法の発展、又は人権侵害を野放しにしない国際世論の意識の向上に伴って、人道的干涉の正当性を強調する者も少なくない。現在、人道的干涉の適法性について、学説はそれを否定する立場と肯定する立場に分かれており、同君は、それぞれの立場について論者の見解を紹介しながら詳細な分析を行っている。

他方で、人道的干涉の概念がクローズアップされると

もに、「人道的救援」を法的権利として確立しようとする動きがあり、今日では、人道的救援権を「現代の変遷を遂げた国際人道法と国際人権法との合流点」に位置づけ、さらにそれが実定国際法規範に結実する途上にあると考える者もいる。一九六七―一九七〇年のナイジェリア・ビアフラ内戦を機に主張されるようになった「人道的救援権」(right to humanitarian assistance)の目的は、「人道」に基づく国家による干涉権を確立するというよりも、むしろ世界人権宣言に規定される諸権利や「生存権」のような人権に基づいて非政府団体や人道的機関が国境を越えて援助を必要としている犠牲者を救援する権利の確保である。

人為的災害又は自然災害の犠牲者に対する救援活動は博愛主義や道義に基づいているが、主権国家によって構成される国際法秩序において、それがどのような問題点を含んでいるのか。同君は、人道的救援活動を実施するためには被災国の同意が必要であるか、国家はいかなる場合において人道的救援を受け入れなければならないのか、人道的救援が内政干涉に該当する場合はあるのか、などの諸点について分析を加えるとともに、南スーダン、北イラク、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ソマリアで実現した「人道的緊急回廊」(犠牲者のもとへ到達するまでの人道的救援の通過経

路)の法的性質について、時間・空間・目的・実践・倫理の各側面における制限を伴うとする立場に立っている。

5 本論文を通じて、同君が、「内政不干渉の原則」と「人道的干渉」を「人道上の考慮」という視点から取り扱う理由は、今日の国際社会においては、高度な軍事的技術の破壊力がもたらす脅威に対応して行くための努力、国際平和と安全の要求、経済的依存性、テロ活動の台頭等が人権配慮への促進力として働いてきたため、薄れつつあった「人道上の考慮」が国際法に「蘇生」しつつある、という観点に立つからである。しかし、以上概観した同君の本論文における分析は、「人道的干渉」の濫用の危険性や武力行使を伴うその手段に問題がある点に見られるように、実定国際法としての評価を行う上では極めて慎重である。本論文の結論部分においては、理論上は「人道上の考慮」という価値の存在、「不干渉の原則」の遵守、「人道的干渉」の必要性を否定できないとしても、国家間関係の現実から、なおそれらの法的性質よりも外交政策上の問題に帰する面が強いことが指摘されている。そして、現今の国際法システムの現状をみれば、不正確である現在のモラル的基準を拘束力のある法的基準とし、かつそれらを実施しうる権威

とその支えとなる機構が存在する国際法秩序の構築に、すべての努力は向けられるべきである、という立場が採られているのである。

6 本論文のテーマとする国際法における「人道上の考慮」に関する研究は、国際法の発展過程に対する深い洞察を必要とする。また、「人道」という概念を中心に据える限りに於いて、国際法の本質に鋭く関わる問題である。本論文は、国際法思想史に対する造詣のみならず、宗教・文化・自然法・法実証主義あるいは人権に関する各種の理論的枠組などに対するバランスのとれた理解をもつ小野里君であるが故の研究成果であるといえよう。そこには、「法」を社会的・歴史的・文化的「事実」の側面、行為・行動を規律する「規範」の側面、そして正義を含む「価値」としての側面を包含するものとして総合的に捉えようとする同君の立場が滲み出ている。抜群の語学力を駆使して、内外の膨大な文献・資料、とりわけブラジルをはじめ米国、ヨーロッパ、特にケンブリッジ大学図書館とハーグ平和宮(国際司法裁判所)図書館で自ら収集したものを丹念に読み漁っていることも特記しておきたい。

しかし、研究課題として残されたものもある。例えば、

現在に至るまで国際裁判所では、「人道上の考慮」について文明国が承認している原則であると述べてはいるものの、本論文では、「人道上の考慮」の準則性又は法源としての役割については十分に議論されておらず、今後の課題として残されている。また、今後における個人の苦悩の緩和に對する努力は「人道的干渉」としてではなく、対象国の同意の原則、公平と無差別の原則の下で実施される「人道的救援」の枠で行われたほうが望ましいとする以上、非政府団体によって行われる「人道的救援」の概念の発展及び国際法上の位置づけ等について継続的検討の必要があることは言うまでもない。しかし、同君の資質と能力は、これらの課題についても必ず研究成果を重ねるであろうと確信する。

以上により、審査員一同は、サンドラ光江小野里君の学位請求論文が博士（法学）に値するものと判断する。

二〇〇〇年五月一〇日

主査 慶應義塾大学法学部教授 栗林 忠男
法学研究科委員法学博士

副査 慶應義塾大学法学部教授 森 征一
法学研究科委員
副査 慶應義塾大学法学部教授 大森 正仁
法学研究科委員